



長野県報

1月29日(月)
平成30年
(2018年)
第2944号

目 次

告 示

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数等（健康福祉政策課国民健康保険室）	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（資源循環推進課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	3

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
建設業の許可の取消し（建設政策課）	4
建設業法に基づく営業所の所在地の確知（建設政策課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	8
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	8



長野県告示第42号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数、同条第5項の知事が定める一般納付金所得係数、同条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数、同条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数、政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数、同条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数、同条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数、政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数、同条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数及び同条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数を次のように定め、平成30年4月1日から適用する。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 政令第9条第3項の知事が定める医療費指数反映係数
1
- 政令第9条第5項の知事が定める一般納付金所得係数
0.9421457225717
- 政令第9条第8項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数
3

1.054814231564

- 政令第9条第9項の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数
0.620
- 政令第10条第3項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数
0.9393415068222
- 政令第10条第6項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
0.999999997421
- 政令第10条第7項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数
0.653
- 政令第11条第3項の知事が定める介護納付金納付金所得係数
0.9551638165169
- 政令第11条第6項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数
0.9999999931243
- 政令第11条第7項の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数
0.594

健康福祉政策課国民健康保険室

長野県告示第43号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

指定区域	埋立地の区分
南佐久郡北相木村字小池4336-2の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第2号に掲げる埋立地
飯田市龍江367-8の一部、374-3の一部、375-1の一部、376の一部、377の一部、378、379-1、379-2、380、381、382-1、382-2、383、384、385-1、385-2、386-1、386-2、386-3、387-1、387-2、387-3、389、391、540の一部、541-2の一部、573-3の一部、574-1の一部、574-2、576-2の一部、577及び578-1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地
下伊那郡平谷村403-20及び403-260	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
東筑摩郡麻績村麻1442-4の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
東筑摩郡山形村7188-3	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
東筑摩郡筑北村坂井11539-1の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地

資源循環推進課

長野県告示第44号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

千曲市大字桑原字小坂東2098、2099の1、2100の8、2100の67、2100の100

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第45号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2423の13・2423の14・2423の29・2423の51（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2398の8、2446の1、2446の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第46号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡麻績村麻字坂道下337、字ウト338から341まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

公共施設用地とするため

森林づくり推進課

長野県上田地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成30年1月15日付けで上田地域広域連合の規約の変更を許可しました。

平成30年1月29日

長野県上田地域振興局長 佐藤則之

市町村課



長野県告示第47号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡生坂村2691（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第48号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市会田字殿ムラ8924の2、8924の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー秋和店

上田市秋和字立石331-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

千石綜合観光株式会社

代表取締役 鄭元海

上田市国分1-8-11

有限会社久宝堂

代表取締役 原昌孝

上田市上塙尻512

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日

平成29年12月13日